

有明海・八代海等総合調査評価委員会小委員会の運営方針について

平成15年5月14日

小委員会決定

事 項	
1 会議の招集	小委員会委員長は、有明海・八代海等総合調査評価委員会の小委員会(以下「小委員会」という。)を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を、小委員会に属する委員、臨時委員及び専門委員(以下「委員等」という。)に通知するものとする。
2 会議の公開及び出席者について (1) 会議の公開について (2) 代理出席について (3) 関係行政機関の職員の出席について	<p>① 会議は、公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には非公開とするものとする。</p> <p>② 小委員会委員長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限を課することができる。</p> <p>委員等の代理出席は認めない。欠席した委員等については、事務局からの資料送付等により、会議の状況を伝えるものとする。</p> <p>① 有明海・八代海等総合調査評価委員会の幹事及び審議案件の事務局である行政機関の職員は会議に出席することができる。</p> <p>② 上記以外の行政機関の職員の出席については、その官職、氏名を明らかにし、小委員会委員長の承認を得るものとする。</p>
3 会議録等について (1) 会議録の内容について	<p>① 会議録は、発言内容を精確に記載するものとする。</p> <p>② 会議録の調製に当たっては、当該会議出席委員等の了承を得るものとする。</p>

<p>(2) 会議録の配布について</p>	<p>会議録は、委員等に配布するものとする。</p>
<p>(3) 会議録及び議事要旨の公開について</p>	<p>① 会議の会議録及び議事要旨は、公開するものとする。 ② 会議の会議録及び議事要旨の公開は、環境省ホームページへの掲載及び環境省閲覧窓口への備え付けにより行うものとする。</p>
<p>4 その他</p>	<p>上記に規定するもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、小委員会委員長が定めることができるものとする。</p>